

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター次世代ものづくり人材育成事業実施要綱

### (目 的)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター次世代ものづくり人材育成事業は、県内企業の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする技術者等を地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）に受入れ、ものづくりに関する技術的研修を行うことにより企業等の人材育成を支援し、もって県内中小企業の技術力を向上させることを目的とする。

### (研修コース等)

第2条 次世代ものづくり人材育成事業では、次に掲げる研修を実施するものとする。

(1) オーダーメイド型研修

講座選択により「機械加工技術」、「製品設計評価技術」、「機械計測技術」、「機械制御技術」、「材料評価技術」に関する実習を行う。

(2) 技術セミナー

外部講師により関係する技術セミナーを開催する。

### (対象)

第3条 次世代ものづくり人材育成事業の研修参加者（以下「研修参加者」という。）は、県内に事業所を有する企業等の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする者とする。

### (参加申込み)

第4条 次世代ものづくり人材育成事業の研修参加を希望する企業又は個人（以下「参加企業等」という。）は、様式第1号による申込書を、別に指示する期日までに地方独立行政法人鳥取県産業技術センター機械素材研究所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

### (参加者の決定)

第5条 所長は前条の申込みに基づき、研修参加者の受入れを決定し、受入れの決定をしたときは、その旨、申込者に連絡する。

### (研修参加費及び旅費の支払)

第6条 参加企業等は、別に定める受講料及びセンター職員が務める講師に係る旅費を所長の請求に基づき支払わなければならない。

2 前項の受講料は、次世代ものづくり人材育成事業の研修の実施に必要な消耗品、光熱水費等に充てるものとする。

3 第1項の規定により支払われた受講料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を還付することができる。

(1) センターの責めに帰する理由により次世代ものづくり人材育成事業の研修を中止したとき

(2) その他所長が特別の理由があると認めたとき

(研修実施方法)

第7条 次世代ものづくり人材育成事業の研修は、センターの施設内又は企業施設内で行うものとする。

(研修参加者の身分等)

第8条 次世代ものづくり人材育成事業の研修に参加するために参加企業等が派遣する研修参加者の身分は、参加企業等のままとし、参加企業等は研修期間中における研修参加者の給与、旅費、災害補償等の経費について、一切を負担するものとする。

(研修期間中の義務)

第9条 研修参加者は、次世代ものづくり人材育成事業の研修の参加期間中、所長及び担当する研究員の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第10条 センターは次世代ものづくり人材育成事業の研修における研修成果を、センター又は参加企業等は、次世代ものづくり人材育成事業の研修で知り得たその他一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしにそれらを第三者に開示しないものとする。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に開発したことが書面により立証できるもの

(損害賠償)

第11条 研修参加者の故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えたときは、当該研修参加者の属する参加企業等がその損害を賠償しなければならない。

(研修の中止)

第12条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次世代ものづくり人材育成事業の研修を中止することができる。

- (1) 次世代ものづくり人材育成事業の研修の実施により、センターの業務に重大な支障が生じるおそれがある場合
- (2) 天災その他やむをえない事由により、次世代ものづくり人材育成事業の研修の実施が困難となった場合
- (3) 参加企業等又は研修参加者がこの要綱に違反した場合

(修了証書の交付)

第13条 所長は、次世代ものづくり人材育成事業のオーダーメイド型研修を良好に修了した研修参加者に対して、様式第2号による修了証書を交付する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

# 次世代ものづくり人材育成事業参加申込書

令和 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター機械素材研究所長 様

(企業の所在地) 〒

(企業の名称)

(申込担当者の氏名)

印

※自署の場合は押印を省略できます。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター次世代ものづくり人材育成事業実施要綱を承諾し、下記のとおり申し込みます。

参加者	1	講座名	
		氏名	
		所属・役職	
		業務経験等	業務経験(加工・設計・検査) _____年 (操作経験のある機器・ソフトを記入してください) 加工機(名称: _____) 測定機(名称: _____) ソフトウェア(名称: _____)
	2	講座名	
		氏名	
		所属・役職	
		業務経験等	業務経験(加工・設計・検査) _____年 (操作経験のある機器・ソフトを記入してください) 加工機(名称: _____) 測定機(名称: _____) ソフトウェア(名称: _____)
連絡先	電話( ) - ファクシミリ( ) - 電子メール		
支払方法	a. 現金(当日持参)      b. 銀行振込		
修了証書	a. 交付を希望する      b. 交付を希望しない		
講座に対するご要望があればご記入ください(例: 工具摩耗を観察したい)			

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
機械素材研究所 担当 ○○

〒  
電話 :  
ファクシミリ:

# 修了証書

( 修了者) 様

あなたは、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター一次世代もの  
づくり人材育成事業における講座を修了したことを証します。

分野 「 」

講座名 「 」

令和 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

機械素材研究所長 ( 氏 名 ) 印